

# 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

平成14年3月27日知事決裁

(最終改正 平成25年3月29日)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、県が、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画等の立案段階において、戦略的環境影響評価を行うための手続等について必要な事項を定めることにより、環境の保全と創造について適正に配慮がなされることを期し、もって環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 戦略的環境影響評価 計画等を策定する者が、その立案段階において当該計画等が及ぼす環境影響の調査・予測・評価を関連する社会経済的影響の推計と連携しつつ行うことをいう。
- 二 対象計画等 別表に掲げる個別事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして要領で定めるもののうち、県が策定する当該事業に係る計画等をいう。
- 三 計画等策定者 対象計画等を策定する者をいう。
- 四 対象計画等の原案 計画等策定者が対象計画等の立案段階において検討している複数の案をいう。ただし、対象計画等の特性によって立案段階において複数の案が存在しない場合は、変更可能な案をいう。
- 五 関係地域 計画等策定者が要領で定める環境に影響を及ぼす地域に該当すると認めた地域
- 六 環境影響評価実施者 環境影響評価法又は埼玉県環境影響評価条例の規

定により環境影響評価を行う者をいう。

(市町村との関係)

第3条 別表に掲げる個別事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして要領で定めるもののうち、市町村が策定する当該事業に係る計画等について、市町村が、この要綱に基づいて戦略的環境影響評価を実施しようとするときは、知事はこの要綱の規定に基づく手続を適用するとともに、その他必要な技術的支援を行うものとする。

2 別表に掲げる個別事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして要領で定めるもののうち、市町村が、県と共同して策定する当該事業に係る計画等について戦略的環境影響評価を実施しようとするときは、前項と同様とする。

(実施時期)

第4条 戦略的環境影響評価は、対象計画等の立案段階において、環境への影響評価が可能となった時点で実施する。

(県等の責務)

第5条 県及び計画等策定者は、戦略的環境影響評価の重要性を深く認識して、この要綱に規定する手続等が適切かつ円滑に行われ、対象計画等に係る事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全と創造についての配慮が適正になされるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県民は、戦略的環境影響評価の重要性を認識して、その適正な運営に協力するとともに、この要綱に定める手続の実施に積極的に参加するよう努めなければならない。

(技術指針)

第6条 戦略的環境影響評価は、知事が別に定める技術上の指針（以下「技術指針」という。）に従って行うものとする。

- 2 技術指針においては、既に得られている科学的知見に基づき、対象計画等に係る事業の実施による影響を明らかにするために一般的に必要と認められる環境面の調査、予測、評価に係る項目及び合理的な技術的方法並びに環境の保全と創造に適切な配慮を行うために必要な社会経済面の調査、推計（以下「関連する社会経済面の調査、推計」という。）に係る項目の選定に関する事項を定めるものとする。
- 3 知事は、技術指針について、常に科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない。
- 4 知事は、技術指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、埼玉県環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

## 第7条 削除

### 2 削除

#### 第2章 戦略的環境影響評価の手續

##### 第1節 戦略的環境影響評価計画書関係

（戦略的環境影響評価計画書の作成等）

第8条 計画等策定者は、次の各号に掲げる事項を記載した戦略的環境影響評価計画書及びこれを要約した書類（以下「計画書等」という。）を作成し、知事に送付しなければならない。

- 一 計画等策定者の氏名及び住所
- 二 対象計画等の名称及び種類及び関係地域
- 三 対象計画等の目的及び概要
- 四 関係市町村の概況
- 五 対象計画等の原案設定の背景及び経緯並びにそれと関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法
- 六 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法
- 七 手續に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）

(計画書等の公告及び縦覧等)

第9条 知事は、前条の規定による計画書等の送付があつたときは、遅滞なく、関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に計画書等の写しを送付するとともに、前条の規定による計画書等の送付があつた旨及びその他要領で定める事項を公告し、当該計画書等の写しを公告の日から起算して1月間、要領で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

2 計画等策定者は、前項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日までの間、計画等策定者のウェブサイト計画書等を掲載して公表しなければならない。

(計画書等の内容の周知)

第9条の2 計画等策定者は、第8条第7号の規定に基づき計画書等の周知を図るとともに、前条第1項の縦覧期間内に、計画書等の内容について要領で定める方法により周知を行わなければならない。

(計画書に対する意見書の提出等)

第10条 計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間満了の日までの間に、環境への配慮に関する意見書を計画等策定者に提出できる。

2 計画等策定者は、前項の期間を経過したときは、同項の意見書の写し及び意見書に記載された意見の概要を記載した書面（意見の提出がない場合にあってはその旨）を知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

3 第1項の意見書の提出に関し必要な事項は、要領で定める。

(計画書に対する知事の意見)

第11条 知事は、前条第2項の規定による書面の送付を受けた日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、関係市町村長の意見を聴いた上で計画書に対し環境の保全と創造の見地からの意見を記載した書面を作成し、これを計画等策定者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の意見書を作成する場合には、審議会の意見を聴くものとする。

## 第2節 戦略的環境影響評価報告書関係

(戦略的環境影響評価報告書の作成等)

第12条 計画等策定者は、前条第1項に規定する知事の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第10条第1項の意見に配意して第8条各号に掲げる事項に検討を加え、技術指針に従って調査等を行い、次の各号に掲げる事項を記載した戦略的環境影響評価報告書及びこれを要約した書類（以下「報告書等」という。）を作成し、知事に送付しなければならない。

- 一 計画等策定者の氏名及び住所
- 二 対象計画等の名称及び種類
- 三 対象計画等の目的及び概要
- 四 第10条第1項の意見書に記載された意見の概要
- 五 第11条第1項に規定する知事意見
- 六 前2号の意見に対する計画等策定者の見解
- 七 対象計画等の原案設定の背景及び経緯並びにそれと関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法
- 八 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法
- 九 社会経済面の調査、推計の結果
- 十 環境面の調査、予測、評価の結果
- 十一 対象計画等の原案の評価

(報告書等の公告及び縦覧等)

第13条 知事は、前条の規定による送付があったときは、遅滞なく、関係市町村長に報告書等の写しを送付するとともに、前条の規定による報告書等の送付があった旨及びその他要領で定める事項を公告し、当該報告書等の写しを公告の日から起算して1月間、要領で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

- 2 計画等策定者は、前項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日

までの間、計画等策定者のウェブサイトには報告書等を掲載して公表しなければならない。

(報告書等の内容の周知)

第14条 計画等策定者は、第8条第7号の規定に基づき報告書等の周知を図るとともに、前条第1項の縦覧期間内に、報告書等の内容について要領で定める方法により周知を行わなければならない。

(報告書に対する意見書の提出等)

第15条 報告書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、第13条の規定による縦覧期間満了の日までの間に、環境への配慮に関する意見書を計画等策定者に提出できる。

2 計画等策定者は、前項の期間を経過したときは、同項の意見書の写し及び意見書に記載された意見の概要を記載した書面（意見の提出がない場合にあつてはその旨）を知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

3 第1項の意見書の提出に関し必要な事項は、要領で定める。

(報告書に対する知事の意見)

第16条 知事は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けた日（意見書の提出がない場合にあつては、その旨の報告を受けた日）から3月以内に、報告書について環境の保全と創造の見地からの意見を記載した書面（以下「知事意見書」という。）を作成し、これを計画等策定者に送付するものとする。

2 計画等策定者は、前項の書面受領後6月以内に前項の意見書、並びに前条第1項の意見書に対する見解を知事に送付するものとする。

(公聴会の開催等)

第17条 知事は、前条の知事意見書を作成する場合には、報告書に対して環境の保全と創造の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催するとともに、関係市町村長及び審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の公聴会に関し必要な事項は、要領で定める。

(計画等の策定への反映)

第18条 計画等策定者は、対象計画等の策定に当たって、報告書の内容及び第15条第1項による意見書及び知事意見書を考慮し、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全と創造に努めなければならない。

2 計画等策定者は、前項の計画等の策定への反映結果を環境影響評価調査計画書（環境影響評価法にあっては環境影響評価方法書）に記載しなければならない。

なお、計画等策定者と環境影響評価実施者が異なる場合にも、同様の記載が行われるよう、環境影響評価実施者に対して求めなければならない。

3 第8条の規定による計画書の提出後、環境影響評価法にあっては環境影響評価方法書又は埼玉県環境影響評価条例にあっては環境影響評価調査計画書を作成するまでの間において、対象計画を他の環境影響評価実施者に引き継いだ場合には、要領で定める書類により、計画等策定者は速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

5 知事は、第8条の規定による公告の日以降において第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。

6 第3項の場合において、計画等策定者が他の環境影響評価実施者に対象計画を引き継いだときは、前項の規定による公告の日以前に、当該計画等策定者が行った手続等は新たに対象計画を引き継いだ者が行ったものとみなす。

### 第3章 雑則

(資料の公開)

第19条 知事及び計画等策定者は、この要綱による手続の実施に関し必要な資料を公開し、又は提供するよう努めるものとする。

(適用除外)

第20条 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業に係る計画等については、適用しない。

(必要な見直し)

第21条 知事は、戦略的環境影響評価に関する状況の変化並びにこの要綱による事案及び科学的知見の蓄積に応じて、この要綱の規定に検討を加え、その結果に基づいて規定の見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(実施要領の制定)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に対象計画等の基本的事項が定まっているものについては、この要綱の規定は適用しない。

3 この要綱の施行の際対象計画等に該当し、施行日前に既に対象計画等に係る事業に関して、国等と事前協議に着手したものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に第16条の意見が送付されたものについては、この要綱の規定は適用しない

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 道路の新設及び改築
- 2 ダム又は放水路の新築
- 3 鉄道又は軌道の建設及び改良
- 4 飛行場の設置及びその施設の変更
- 5 工場の設置及びその施設の変更
- 6 廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更
- 7 下水道終末処理場の設置及びその施設の変更
- 8 高層建築物の建築
- 9 住宅団地の造成
- 10 工業団地の造成
- 11 研究所用地の造成
- 12 流通業務施設用地の造成
- 13 スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成
- 14 墓地又は墓園の造成
- 15 学校用地の造成
- 16 浄水施設用地の造成
- 17 変電所用地の造成
- 18 土石の採取
- 19 複合事業（第9号から第13号に掲げる事業のいずれか二以上の事業が併せて一の事業として行われるものをいう。）
- 20 土地区画整理事業